

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩本 育子

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第五号の次に次のように加える。

五の二 公園作業に従事する者					作 業
シ	ズ	防	作	作	
ヤ	ツ	寒	業	業	

	上	ズ	ク	
帽	衣	ボン	靴	ツ
一	一	二	二	二
二	二	二	一	二

別表第十八号中「作業衣」を「作業服」に改める。

### 附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。